

マイクロソフト社製ソフトウェアレンタル利用特約

SMFL レンタル株式会社

マイクロソフト社製ソフトウェアのレンタルをご利用になる場合は、レンタル契約条項レンタル約款に加え、以下の特約が適用されます。

第1条（レンタル料金）

1. レンタルソフトウェアのレンタル料金は、賃貸人がレンタルコンピュータにインストールしたレンタルソフトウェアを、レンタル約款第2条で定義されるレンタル期間中に限り使用するための対価です。レンタル開始日の前日以前及びレンタル終了日の翌日以降にレンタルソフトウェアを使用することはできません。
2. 当該契約期間中に、マイクロソフト社がソフトウェアレンタル料金の変更を行った場合は、賃貸人は賃借人が支払うべきソフトウェアレンタル料金を変更することができます。
3. レンタルソフトウェアのレンタル料金は、暦月数により利用月数が算出され、レンタル期間に応じて発生するハードウェアのレンタル料金とは取扱いが異なります。また、原則として期間短縮に伴う料金の精算及びレンタル期間延長に伴う料金の割引は行いません。

第2条（レンタルコンピュータの購入）

レンタルソフトウェアがインストールされているレンタルコンピュータを購入することはできません。但し、賃貸人が派遣する作業員がレンタルコンピュータからソフトウェアを消去し、且つ当該作業により発生する作業費用等の一切を賃借人が負担する場合にはその限りではありません。

第3条（インストールメディア貸出の禁止）

賃借人が賃貸人の了解を得ること無くソフトウェアをレンタルコンピュータから消去した場合は、理由の如何にかかわらずインストールメディアの貸出及び提供はできません。但し、インストール料金や運送料金等の諸費用の一切を賃借人が負担する場合に限り、賃貸人が物件を一時引き取るにより再インストールを行います。

第4条（エンドユーザライセンス契約同意書への署名捺印義務）

ソフトウェアレンタルのご利用に際して、賃借人は必ず「エンドユーザライセンス契約同意書」に署名及び捺印が必要です。賃貸人が賃借人の署名及び捺印を確認できない場合、賃貸人はレンタルソフトウェアのインストールを行いません。

第5条（契約の解除・終了）

マイクロソフト社と賃貸人の間のレンタルライセンス利用に関する契約が解除または終了となった場合、レンタルライセンスは失効し、同時に賃貸人と賃借人の間のソフトウェアレンタル契約も解除または終了となります。

以上